

自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付要綱

平成 30 年 7 月 3 日 30 次サ第 95 号 県民文化部長通知

(趣旨)

第 1 この要綱は、信州型自然保育認定制度実施要綱第 7 の認定を受けた保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設の設置主体が、自然保育の安全性の確保及び保育環境の向上を図るために行う自然保育活動フィールド等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる事業の経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補助率
自然保育活動フィールドの整備に要する経費	9/10 以内 ただし、補助金額は 100 万円を限度とする。
自然保育活動フィールドにおける付帯施設の整備に要する経費	1/2 以内 ただし、補助金額は 50 万円を限度とする。

- 前項の規定にかかわらず、他の補助金、助成金の交付を受けた事業は補助対象としない。
- 第 1 項の規定により計算した補助金の総額が 10 万円未満のときは、補助金を交付しない。ただし、補助金の交付決定後に入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額その他やむを得ない事由により 10 万円を下回る場合で、知事に申請し承認を受けたときは、この限りでない。

(交付申請書等)

第 3 規則第 3 条に規定する申請書は、自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付申請書によるものとする。

- 規則第 3 条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - 事業計画書
 - その他必要な書類
- 前 2 項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(交付の条件)

第 4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
 - 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 補助金額の 20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

- (2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに知事に届け出ること。
- (3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があつたときは、当該補助対象事業に係る補助金額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (6) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。
- (7) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないとき認められるときは、競争入札に付さないことができる。
- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (9) 事業により整備した施設等には、別に定めるところにより、補助金の交付された年度及びその交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。

（変更承認申請書等）

第 5 第 4 第 1 号から第 3 号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 自然保育活動フィールド等整備事業内容変更承認申請（届出）書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 自然保育活動フィールド等整備事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 自然保育活動フィールド等整備事業期間延長承認申請書

（申請の取下げ）

第 6 規則第 7 条に規定する申請の取下げは、自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付申請取下書により、補助金交付の決定があつた日から 15 日以内に行うものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、自然保育活動フィールド等整備事業実績報告書によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第8 補助事業者が補助金の交付(概算払いを含む。)を受けようとするときは、自然保育活動フィールド等整備事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

2 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金相当額の90%以内の額とし、知事が必要と認めたときに、補助事業1事業あたり1回を限度として支払いができるものとする。

(財産処分の制限等)

第9 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、自然保育活動フィールド等整備事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項第3号に規定する財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の財産で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(申請書等の様式等)

第10 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(書類の提出等)

第11 規則及びこの要綱により提出する書類は1部とする。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。